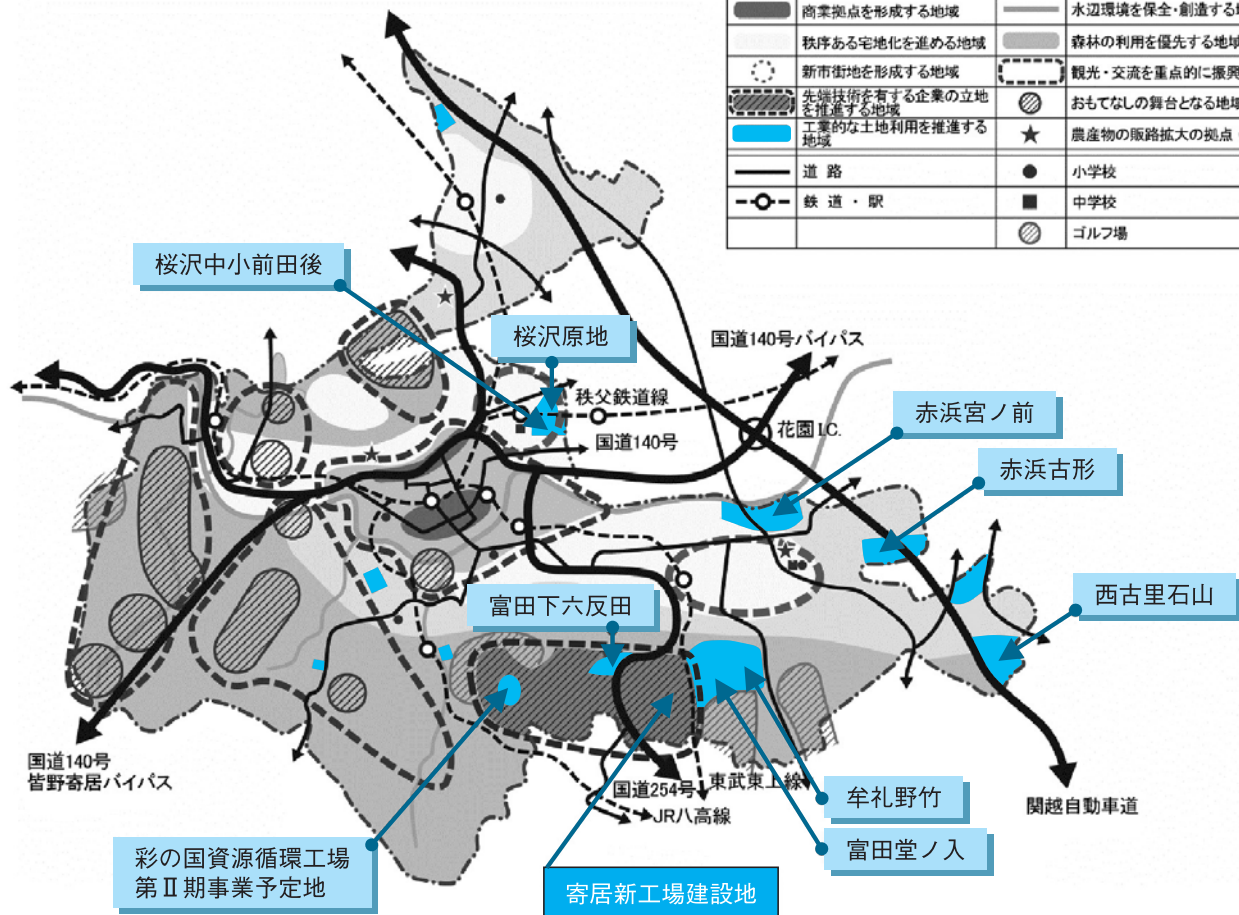


### 企業誘致を推進する地域

凡 例	
市街地を形成する地域	農業の利用を優先する地域
商業拠点を形成する地域	水辺環境を保全・創造する地域
秩序ある宅地化を進める地域	森林の利用を優先する地域
新市街地を形成する地域	観光・交流を重点的に振興する地域
先端技術を有する企業の立地を推進する地域	おもてなしの舞台となる地域
工業的な土地利用を推進する地域	★ 農産物の販路拡大の拠点（直売所）
道路	● 小学校
鉄道・駅	■ 中学校
	◎ ゴルフ場



問い合わせ／企業誘致推進課（☎581・2121内線201）へ。

## 年金お祝い

### 任意加入制度について

20歳以上60歳未満の、日本に住む方はすべて、公的年金に加入しますが、60歳以上の方も次に該当すると国民年金に加入できる制度があります。任意加入の手続きは、町民課にお申し出ください。

#### 任意加入

60歳から65歳までの方で、年金加入期間が短く年金を受け取るための必要な期間を満たしていない方や、保険料未納期間があるために年金額が少ない方は、国民年金に任意加入することができます。

ただし、老齢基礎年金を受給している方や、厚生年金・共済年金に加入している方は任意加入することはできません。

#### 特例任意

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、日本国内に住んでいる方、または海外に住んでいる日本国籍を有する方は、受給資格を満たすまで（最長70歳まで）任意加入することができます。

#### あなたの年金を守る基礎年金番号は大切に

20歳になり国民年金に加入したときや就職して厚生年金や共済年金に加入したときなど、公的年金に初めて加入したときに基礎年金番号が決められ、年金手帳が交付されます。

その後、加入する年金制度が変わっても、基礎年金番号は加入履歴などを記録し、あなたの年金を守る生涯変わることのない大切な「一人一番号」となります。年金に関するお問い合わせや届出、また年金請求の際には、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳は大切に保管してください。

問い合わせ／国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷社会保険事務所（☎522・5158）または町民課（☎581・2121内線108・109）へ。

# 寄居町企業誘致推進計画を策定しました!

昨年9月に着工した本田技研工業株式会社（以下、ホンダ）の四輪車生産工場（以下、寄居新工場）の造成工事は、地元地域の皆様のご協力のおかげで、順調に進んでいます。  
ホンダの国内工場としては約30年振りとなる寄居新工場の立地は、寄居町を中心とした周辺地域に、計り知れない経済波及効果をもたらしますが、さらに、今回の立地を絶好の機会として、関連企業等の誘致や、寄居新工場を活かした町の活性化を積極的に進めるため、その基本計画として、3月に「寄居町企業誘致推進計画」を策定しました。

## 計画の概要

計画は、平成20年度から29年度までの10年間を期間とし、内容は5章で構成され、第1章で計画策定の趣旨や計画の目標等について、第2章で寄居町の産業の現状や寄居新工場立地の効果等について、第3章で企業誘致を進めるうえでの基本的な方向性について、第4章で企業誘致のための基盤整備について、そして、第5章で立地企業を活かした町の活性化について述べています。

計画の目標は「新規立地企業件数10件」と「新規雇用者数3,800人」（寄居新工場を含む）の2つで、その目標を達成するための計画となっています。

目標を達成するための施策として、道路網の整備、新駅整備の促進、民間活力等を活かした工場用地の整備および立地企業従業員等の居住の促進を掲げています。一方、町の活性化を図る施策としては、地元との交流の促進、立地企業を活かした産業観光の振興、緑を多く含む環境保護活動の促進および立地企業を活かした教育の推進を掲げています。

また、進出企業への優遇制度について、一定規模以上の企業に対する税制上の優遇措置制度の新設やインフラ整備支援策（企業誘致環境整備事業の構築などの充実強化策を掲げています。

## 企業誘致を推進する地域

秩序ある開発を誘導するため、計画では、第5次寄居町総合振興計画および第2次寄居町国土利用計画に掲げた土地利用構想を基本に、特定の「企業誘致を推進する地域」を定め、その地域に企業を誘致することを目指しています。

富田堂ノ入、牟礼野竹、桜沢中小前田後、赤浜宮ノ前、赤浜古形、西古里石山、桜沢原、富田下六反田および彩の国資源循環工場第II期事業予定地からなる「企業誘致を推進する地域」は、立地条件等が地域ごとに異なるため、それぞれに合わせ、民間活力の活用や県との協働などにより、工場用地整備を進めていきます。

## 寄居町企業誘致条例の制定

計画の実行の一環として、進出企業への優遇制度を充実・強化するため、「寄居町工場導入等に関する条例」を改正して、新たに「寄居町企業誘致条例」を制定し、4月1日から施行しました。

企業への優遇制度は、旧条例にもあった固定資産税相当額の奨励金交付制度に加え、一定要件を満たす大規模な企業について、固定資産税の課税免除および企業の立地に必要なインフラ整備事業（道路の改良および新設）の2つの制度を新たに規定しています。

### 寄居町企業誘致条例の優遇制度の概要

制度名	対象要件（すべての要件を満たす）	優遇内容
企業誘致奨励金	●固定資産投資額が3千万円以上 ●敷地面積が3,000平方メートル以上 ●常時雇用する従業員が10人以上かつ町内の雇用者が5人以上	固定資産税相当額を3年間奨励金として交付
課税免除	●固定資産投資額が10億円以上 ●敷地面積が1万平方メートル以上 ●延床面積が5,000平方メートル以上 ●常時雇用する従業員が20人以上かつ町内の雇用者が10人以上	固定資産税の課税を3年間免除
企業誘致環境整備事業	●固定資産投資額が10億円以上 ●敷地面積が1万平方メートル以上 ●延床面積が5,000平方メートル以上 ●常時雇用する従業員が20人以上かつ町内の雇用者が10人以上 ●町と事業に関する協定を締結 ※増設の場合、数値の要件は1/2	企業の立地に必要な道路整備事業を実施（町の負担上限額は1億円）